

## 松戸駅西口地下駐車場における電気自動車用充電設備利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が松戸駅西口地下駐車場に設置する電気自動車用普通充電設備（以下「充電器」という。）1基の利用に関し、必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 充電器の設置場所は、千葉県松戸市本町24-3松戸駅西口地下駐車場（以下「駐車場」という。）地下1階39番駐車スペースとする。

(管理者)

第3条 充電器の管理は、松戸市環境部環境政策課（以下「管理者」という。）において行う。

(利用時間)

第4条 充電器の利用時間は、午前8時から午後11時までとする。ただし、駐車場が休みの日は利用することはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者又は駐車場管理者が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、若しくは利用を制限し、又は休止することができる。

(利用料金)

第5条 充電器の利用に係る料金は、当面の間、無料とする。ただし、駐車場利用料金は、この限りではない。

(対象車両)

第6条 充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車及びプラグインハイブリッドカーとする。

(利用停止等)

第7条 管理者又は駐車場管理者は、次の各号の一に該当する場合、充電器の利用を停止し、若しくは制限し、又は指定された駐車スペース（以下「充電スペース」という。）からの移動を命じることができる。

(1) 充電器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、電気自

動車の充電以外の目的で充電器を利用するとき。

(2) 利用者が、充電完了後も継続して充電スペースに駐車するとき。

(3) 利用者が、営利目的で充電器を利用するとき。

(4) 利用者が、他の利用者の迷惑となる行為をし、若しくは他の車輛の駐車及び通行を妨げ、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(5) 利用者が、充電器の設備を汚損若しくは毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場又は充電器の利用に支障を及ぼすおそれのあるとき。

2 管理者は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、充電器の利用を休止することができる。

3 前項の場合において、管理者は、充電器周辺の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(指示)

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず、充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な指示を行うことができる。

(賠償責任)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき理由により充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第10条 利用者は、充電器を自己の責任のもとで利用するものとし、利用中の自動車の盗難又は損傷、利用者の健康上の被害、駐車場内の事故による損害、充電器の利用方法と異なる利用によって生じた損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市は責任を負わないものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項

は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月14日から施行する。